

「平成 27 年度 男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体研修応援事業」募集要領

1 目 的

男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体が行う、職場における女性の参画拡大や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の男女共同参画に関する取組を推進するため、研修会等を県が支援することで、職場における男女共同参画を推進する。

2 事業内容

- (1) 男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体は、職場等における男女共同参画を推進するための研修会を企画し、県が共催するにふさわしいと判断した場合、県との共催により実施する。
- (2) 県は、共催することを決定した当該事業に係る講師謝金を負担する。
ただし、30,000 円を上限とし、上限を超える金額と講師の交通費については、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体が負担する。

3 対象となる研修

- ア 男女共同参画社会の実現に向けた制度及び慣行の見直しや、意識改革を行う研修
- イ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止のための研修
- ウ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする職場の環境整備を促進する研修
- エ 職場における女性の参画拡大等、女性の能力が発揮できるよう、従業員の意識改革を促進する研修
- オ 時間外勤務削減や短時間勤務制度の導入、育児・介護休業の取得しやすい制度、体制の整備等、男女がともに能力を発揮できる環境づくりのための研修
- カ その他（上記、ア～オ以外で事業目的に該当する研修）

4 手続き等

- (1) 研修実施にあたり、本制度で県の支援を受けようとする男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体（以下、「応募者」という）は、応募用紙（様式 1）に必要事項を記入し、メール又は郵送により県へ提出する。今後の募集は随時行い、予定件数に達した時点で締め切りとする。
- (2) 県は、提出された記載内容を審査し、事業の目的に適合した研修と認めた場合、本事業として決定し通知する。応募多数の場合には、期待される効果や過去の応募状況等を総合的に判断して選考を行う。提出期限までに予定の件数に達しない場合は、その後随時受付を行う。
- (3) 講師の選定や交渉等は応募者が行うが、必要に応じて県も支援する。
- (4) 上限金額までの講師謝金の支払い手続きは、県が行う。 上限金額を超える場合は、応募者が負担する。
- (5) 事業終了後、15 日以内に実績報告用紙（様式 2）にて報告を行う。
- (6) 事業の対象となる研修には、県男女共同参画課の職員も参加するものとする。

- (7) 平成 26 年度、本事業を利用して研修を開催した男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体については、本年度の応募はできない。
- (8) 実績報告の内容は原則として公開する。

5 提出先

静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課
男女共同参画班 高林 直人 あて
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL 054-221-3363 FAX 054-221-2941
E-mail : danjyo@pref.shizuoka.lg.jp